

# 公益財団法人北海道市町村振興協会広域消防航空応援交付金交付要綱

平成 3 年 4 月 1 日 要綱第 3 号  
最終改正 平成 2 4 年 4 月 2 日 要綱第 1 1 号

## (趣旨)

**第 1 条** この要綱は、公益財団法人北海道市町村振興協会が市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。以下同じ。）に交付する広域消防航空応援交付金（以下「交付金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

## (対象とする災害)

**第 2 条** 交付金の対象とする災害は、火山噴火、地震、風水害、林野火災等の大規模災害又は高層建築物災害、コンビナート火災等の特殊災害で、北海道広域消防相互応援協定（平成 3 年 4 月 1 日施行）に基づく回転翼航空機による応援（以下「消防航空応援」という。）が行われたものとする。

## (対象とする経費)

**第 3 条** 交付金の対象とする経費は、前条の消防航空応援のために要した経費で、次の各号に定めるものとする。

- (1) 応援隊員の出勤に係る旅費（宿泊費及び日当）及び諸手当（時間外勤務手当、出勤手当及び搭乗手当等）
- (2) 回転翼航空機の燃料費
- (3) 回転翼航空機の応援活動のため、現地で調達した化学消火薬剤等の資機材費
- (4) 回転翼航空機が応援活動中に破損した場合の修理費で要請側市町村が負担したもの

2 前項の経費の算出に係る消防航空応援の始期及び終期は、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱（昭和 6 1 年 5 月 3 0 日消防救第 6 1 号。各都道府県知事あて消防庁次長通知）の定めるところによる。

## (交付金の額)

**第 4 条** 交付金の額は、前条に定める経費で消防航空応援を受けた市町村が支払った実費額の範囲内とし、消防航空応援を受けた市町村に対し、1 災害 3 0 0 万円を限度とする。ただし、万円未満は切り捨てるものとする。

2 火山噴火災害等のため消防航空応援が長期にわたり、かつ、反復して行われる等、前項の額によりがたいと理事長が認めたときは、前項の規定にかかわらず 3 0 0 万円を超えて交付することができる。

## (交付金の交付申請)

**第 5 条** 消防航空応援を受けた市町村は、理事長に対し、別記第 1 号様式の交付金交付申請書により交付金の申請をするものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 北海道広域消防相互応援協定覚書（平成 3 年 2 月 1 3 日締結。以下「覚書」という。）第 9 条に規定する応援活動報告書の写し
- (2) 覚書第 1 0 条に規定する応援経費請求書の写し

**(交付金の交付決定)**

**第6条** 理事長は、前条の申請があったときは、当該申請書の内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき額を決定するとともに、別記第2号様式の交付通知により、申請のあった市町村に対し通知するものとする。

**(交付金の交付)**

**第7条** 理事長は、前条の交付金の交付決定後、速やかに交付金を交付するものとする。

**(補則)**

**第8条** この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関して必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

**附 則**

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。